

堺市公報 第35号	平成30年 8月31日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市立文化館条例施行規則の一部を改正する規則 【文化観光局文化部文化課】	2
○堺市立町家歴史館条例施行規則の一部を改正する規則 【文化観光局文化部文化財課】	3
<告示>	
○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定取消しについて 【財政局税務部税制課】	3
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	5
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【総務局行政部情報化推進課】	6
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	7
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	8
<上下水道局公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【上下水道局総務部経理課】	8

＜農業委員会告示＞

○農業委員会総会の招集について

【農業委員会事務局】……………9

規 則

堺市立文化館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年8月31日

堺市長 竹山修身

堺市規則第75号

堺市立文化館条例施行規則の一部を改正する規則

堺市立文化館条例施行規則（平成12年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「教育上」を「、教育上」に改め、同条第2号中「第7条」を「第7条第1項」に、「障害児入所施設」を「母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設」に、「又は情緒障害児短期治療施設」を「、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター」に、「教育上」を「、教育上」に改め、同条第6号中「第13条」を「第13条第2項」に、「教養」を「、教養」に改め、同条第7号中「65歳」を「本市の区域内に住所を有する65歳」に改める。

第6条第2項第4号中「年齢」を「本市の区域内に住所を有すること及び年齢」に改める。

第7条第1項第2号中「市長」を「、市長」に改める。

第15条第2号及び第16条第3号中「火気（喫煙を含む。）を使用しない」を「火気の使用（喫煙を含む。）をしない」に改める。

第18条第1項第2号中「前各号」を「前号」に改める。

様式第4号中「ご確認」を「御確認」に改める。

様式第5号の裏面中「火気（喫煙を含む。）を使用しない」を「火気の使用（喫煙を含む。）をしない」に改める。

様式第9号中「ご指示」を「御指示」に改める。

附 則

この規則は、平成30年11月23日から施行する。



堺市立町家歴史館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年8月31日

堺市長 竹山修身

堺市規則第76号

堺市立町家歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

堺市立町家歴史館条例施行規則（平成21年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「、特に」を「特に」に改める。

第5条第2号中「第7条」を「第7条第1項」に、「母子生活支援施設」を「乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園」に、「又は情緒障害児短期治療施設」を「、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター」に、「教育上」を「、教育上」に改め、同条第3号中「第13条」を「第13条第2項」に、「教養」を「、教養」に改め、同条第4号中「65歳以上の者」の次に「（本市の区域内に住所を有する者に限る。以下同じ。）」を加える。

第8条第1号中「火気（喫煙を含む。）を使用しない」を「火気の使用（喫煙を含む。）をしない」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

告 示

堺市告示第306号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条の2第3項の規定に基づき、平成29年10月19日付けで次の法人が解散したことを理由として、同法人に対する寄附金の指定を取り消したので、同条第4項後段の規定により告示する。

平成30年8月31日

堺市長 竹山修身

法人の名称	法人の所在地
社会福祉法人 美亘会	堺市堺区楠町二丁1番20号

堺市告示第307号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

平成30年8月31日

堺市長 竹山修身

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
柘植 彩子	神経内科	肢体不自由	社会医療法人ペガサス 馬場記念病院	堺市西区浜寺船尾町東4-244	平成30年8月1日
佐竹 一彦	整形外科	肢体不自由	社会医療法人生長会 ベルピアノ病院	堺市西区菱木1丁2343番11	平成30年8月1日
菅原 玲子	内科	呼吸器機能障害	独立行政法人国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター	堺市北区長曾根町1180番地	平成30年8月1日
滝本 宜之	内科	呼吸器機能障害	独立行政法人国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター	堺市北区長曾根町1180番地	平成30年8月1日
甲斐 達也	循環器内科	心臓機能障害	医療法人紀陽会 田仲北野田病院	堺市東区北野田707番地	平成30年8月1日
具 滋樹	循環器内科	心臓機能障害	社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市堺区協和町4丁465	平成30年8月1日

若林 良浩	外科	じん臓機能 障害、直腸 機能障害	医療法人恒進會 泉北陣内病院	堺市南区豊田 40番地	平成30年8 月1日
呉 美枝	内科	じん臓機能 障害	社会医療法人清 恵会 清恵会病 院	堺市堺区南安 井町1丁1番 1号	平成30年8 月1日

堺市告示第308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年8月31日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
キリン堂薬局 堺東山店	堺市中区東山580-2	薬局	平成30年8月1日
ひびき薬局 深井店	堺市中区八田北町532-1	薬局	平成30年8月1日
ココカラファイン薬局 泉ヶ丘駅店	堺市南区竹城台1-1-1 泉ヶ丘駅2階	薬局	平成30年8月1日
幸生堂薬局	堺市南区赤坂台4-20-6	薬局	平成30年8月1日
訪問看護ステーションみやび	堺市北区金岡町2214番地2	訪問看護	平成30年8月1日

堺市告示第309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年8月31日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
スギ薬局 堺白鷺店	堺市東区白鷺町3丁目12番47号	薬局	平成30年8月1日
阪神調剤薬局 初芝店	堺市中区大野芝町293-1	薬局	平成30年8月1日
ユニバーサル薬局 深井店	堺市中区深井水池町377-1	薬局	平成30年8月1日
訪問看護ステーション for you	堺市美原区北余部40-50	訪問看護	平成30年8月1日

公 告

堺市公告第548号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月31日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
庁内LANクライアントパソコン等機器賃貸借(リース) 一式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
総務局行政部情報化推進課

- 3 落札者を決定した日
平成30年7月11日

- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 関西支店
支店長 豊田 彰久
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番53号

- 5 落札金額
¥13,986,000- (月額当たりの税込単価)

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年5月14日

~~~~~

堺市公告第549号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定に基づき認定を取り消したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月31日

堺市長 竹山修身

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 平成30年8月16日 第E-3号
  
  - 2 対象区域 堺市堺区北清水町二丁88番
- ~~~~~

堺市公告第550号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月31日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
西区鳳北町七丁26番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市西区鳳北町八丁429番地1  
辻 田鶴子

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第111号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月31日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量等  
堺市上下水道局情報システム統合基盤機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地  
上下水道局総務部経理課  
堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2



- 3 落札者を決定した日  
平成30年 7月31日
  
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社  
関西支店長 近藤 晃司  
大阪市中央区城見1丁目4番24号
  
- 5 落札金額  
¥2,284,524- (月額当たりの税込単価)
  
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年 6月6日

**農業委員会告示**

堺市農業委員会告示第10号

堺市農業委員会総会を平成30年9月6日(木)午後1時30分に市役所高層館12階農業委員室に招集する。

平成30年8月31日

堺市農業委員会  
会長 田 中 宏

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他